

## 契約地の管理等 Q&A

Q1 相続したが、契約地がわからない。どうしたらいいのでしょうか？

A1 当会社では、全契約地を図面で管理しているほか、現地の境界を明確にするため、ほとんどの契約地において周囲の立木をペンキでマーキングするなど適切な管理をしております。

そこで、新たに契約者となられた方々の中で、契約地がわからない方は遠慮なく当会社にお問い合わせください。

Q2 隣接所有者との境界がわからない。何かいい方法はありませんか？

A2 所有地の境界については、基本的に森林所有者の方にご対応いただいております。市町村による地籍調査が実施され、境界が確定されている場合、調査データを管理されておりますので、関係の市町村役場までご確認ください。

Q3 山林の売り払いを希望しているのですが、何かいい方法はありませんか？

A3 熊本県では、平成27年度から森林の経営・管理が困難な方に対する所有権移転のあっせんの支援を行っています。境界が明確であることなどがポイントとなりますが、詳しい内容につきましては、熊本県庁森林整備課、または最寄りの県地域振興局林務課までお問い合わせください。